明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表六（二十八）付表　記載要領

この表は、法人が租税特別措置法第42条の13第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の13（法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六（二十九）　特定税額控除規定の適用可否の判定に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

継続雇用者給与等支給額に係る要件	継続雇用者給与等支給額（15の①）	1	円	所得金額に係る要件	特定対象年度の基準所得等金額	8	円	
	継続雇用者比較給与等支給額（15の②）又は（15の③）	2						
	（(1)＞(2)）又は（(1)＝(2)＝0）	3	該当　・　非該当		前事業年度等の基準所得等金額の合計額	9		
国内設備投資額に係る要件	国内設備投資額	4	円					
	当期償却費総額（18）	5						
	当期償却費総額の10％相当額 (5)×$\frac{10}{100}$	6			(8)≦(9)	10	該当　・　非該当	
	(4)＞(6)	7	該当　・　非該当					

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算	
		当期	前事業年度等	前一年事業年度等特定期間
		①	②	③
事業年度等又は連結事業年度等	11		・　・ ・　・	・　・ ・　・
雇用者給与等支給額	12	円	円	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	13			
$\frac{\text{当期の月数}}{\text{(11の③)の月数}}$	14			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額（13）又は（(13)×(14)）	15	円	円	円

当期償却費総額の計算

損益計算書に計上された減価償却費の額	16	円	当期償却費総額 (16)＋(17)	18	円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	17				

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）